

鯖江市条例第4号

鯖江市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等および事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等を支援していくための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護ならびに被害の軽減および回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者および市内に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う個人および法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解または配慮に欠ける言動、インターネットを通じて拡散されるものを含む誹謗中傷または風評、報道機関による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穩の侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関および犯罪被害者等の支援に関わる公的組織、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念に基づき、適切に推進されなければ

ならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 再被害および二次的被害が生じることのないよう、犯罪被害者等のプライバシーおよび安全の確保に十分配慮されること。
- (4) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (5) 市、市民等、事業者および関係機関等による相互の連携および協力の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に策定し、効果的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(相談および情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報

の提供および助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供および市営住宅のあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等に見舞金を支給することができる。

(経済的負担の軽減)

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供および助言をするものとする。

(真相究明についての支援)

第11条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行うときは、当該活動の実施に際して必要な支援を行うものとする。

(市民等および事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性および二次的被害の防止の重要性等について市民等および事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第13条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の資質向上等)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言等の犯罪被害者等の支援を担う人材の資質向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市および関係機関等は、犯罪被害者等における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等およびその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等への支援を

行うことが社会通念上適切でないと認められる事由があるときは、当該事由がある犯罪被害者等に対して支援の全部または一部を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定による見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による犯罪被害者等の被害について適用する。